

児童福祉法に基づく茨木市立児童発達支援センター「あけぼの学園」運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市が設置する児童発達支援センターあけぼの学園（以下「施設」という。）において提供する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のうち、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者及び利用者の保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2 施設は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 施設は、指定児童発達支援の実施に当たり、利用者の保護者の必要なときに必要な支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 施設は、指定児童発達支援の実施に当たり、地域との結びつきを重視し、利用者の保護者の居住する市町村、他の指定障害児通所支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、法及び厚生労働省が定める基準その他関係法令等を順守し、指定児童発達支援を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3 施設は、利用者及び利用者の保護者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるよう努めなければならない。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(施設の名称等)

第4 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園

(2) 所在地 大阪府茨木市西穂積町8番11号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1人 (常勤職員)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、施設の職員に対し順守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営む事ができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意見、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成する。

ウ 児童発達支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、書面により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付する。

エ 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握を行うとともに、6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更する。

オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握する。

カ 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行う。

キ 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員 1人 (常勤職員)

ア 児童指導員は、支援計画に基づき、利用者及び利用者の保護者に対し適切に支援等を行う。

イ 児童指導員の数は、利用人員により変動するものとする。

(4) 保育士 19人 (常勤職員)

ア 保育士は、支援計画に基づき、利用者及び利用者の保護者に対し適切に支援

等を行う。

イ 保育士の数は、利用人員により変動するものとする。

(5) 事務職員 1人(常勤職員)

必要な事務を行う。

(6) 栄養士 1人(非常勤職員)

障害児に提供する食事の適切な栄養管理を行う。

(7) 調理員 3人(常勤職員 2人、非常勤職員 1人)

障害児に提供する食事の調理等を行う。

(8) 嘱託医 2人(非常勤職員)

障害児の心身の医学的診査を行う。

(9) その他必要な職種の職員を置く。

(開園日、休園日及び開園時間等)

第6 施設の開園日及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休園日を変更し、又は臨時に休園することができる。

(1) 開園日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 休園日 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月4日まで

2 施設の開園時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

3 サービスの提供時間は、午前9時30分から午後2時までとする。

4 第1項ただし書の規定は、第2項及び前項について準用する。

(施設の利用定員)

第7 施設の利用定員は、64人とする。

(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)

第8 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、知的障害又は発達障害のある就学前の児童とする。

(指定児童発達支援の内容)

第9 施設で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 支援計画の作成

(2) 基本事業

ア 日常生活支援

日常生活動作、生活習慣、園外活動、体育遊具などを使った活動、音楽活動等

イ 集団生活への適応活動

コミュニケーション、行事（遠足・運動会等）

ウ 創作的活動

製作、絵画、粘土等

エ 発達相談

発達検査、進路相談等

オ 健康管理

健康チェック、身体測定、健康相談等

（利用者から受領する費用の額等）

第10 市長は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた保護者をいう。以下同じ。）から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）の支払を受けるものとする。

3 前項に定めるもののほか、法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用のうち、食事の提供に要する費用を徴収する。

4 前項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第11 施設は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に指定児童発達支援を受けたときは、当該通所給付決定保護者が当該同一の月に受けた指定児童発達支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

2 施設は、前項の指定児童発達支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を茨木市に報告するとともに、通所給付決定保護者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12 通常の事業の実施地域は、大阪府茨木市の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第13 職員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措

置を講じるとともに、園長に報告するものとする。

- 2 職員は、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15 施設は、提供した指定児童発達支援に関する利用者及び利用者の保護者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 施設は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21の規定により大阪府又は茨木市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及び利用者の保護者並びにその家族からの苦情に関して大阪府又は茨木市が行う調査に協力するとともに、大阪府又は茨木市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16 施設は、職員の資質の向上のために研修を受講する機会を確保するとともに、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又は利用者の保護者並びにその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 施設は、他の指定障害児通所支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により利用者の保護者の同意を得るものとする。
- 4 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。
- 5 施設は、利用者に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、施設について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。